

■営業時間短縮の要請について

	質問内容	回答内容	更新日
1	自分の店が営業時間短縮の要請の対象施設かを教えてください。	個別の店舗について営業時間短縮の要請対象施設に該当するかにつきましては大阪府のまん延防止等重点措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。	4/19

■営業時間短縮協力金支給対象者

	質問内容	回答内容	更新日
1	惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店は大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	宅配・テークアウトサービスとして取り扱うため対象外です。	
2	ケータリングなどのデリバリー専門の店舗は大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	宅配・テークアウトサービスとして取り扱うため対象外です。	
3	酒類（アルコール）の提供をしていない飲食店は、大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	アルコールの提供の有無は要件ではありません。食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店であることが要件になります。	
4	ホテルや旅館等の宿泊施設において、飲食を提供する場合は大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行ってれば営業時間短縮の要請の対象です。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外です。	
5	協力金の支給を受ける要件を教えてください。	協力金の支給対象者は、以下の（1）から（5）の全てを満たす事業者です。 （1）大阪府内に要請対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること。 （2）午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、令和3年2月8日（又は開店日）から2月28日までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること。 （3）令和3年2月8日（又は開店日）までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）していること。 （4）申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。 （5）令和3年2月28日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）していること。また、申請する店舗において2月28日以前に開店しており営業実態があること。 令和3年2月9日から2月28日までの間に開店した場合は、開店日から令和3年5月19日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上有ることが。（3月1日以降に要請が解除されたにも関わらず、開店日から5月19日までの全ての期間を休業している場合は、本協力金の支給対象となりません。）	
6	開業時に取得した飲食店営業許可の期間が失効していることに気づかず、更新手続きをしていませんでした。この場合でも協力金はもらえますか。	今回の協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証（又は喫茶店の営業許可証）は必ず必要な書類です。有効期間が令和3年2月8日から（2月28日までに開店した場合は、開店日から）2月28日まで（2月27日までに開店した場合は、開店日まで）の全ての期間を含むものであることが必要です。 なお、2月9日以降に許可が得られ、営業実態がある場合は、その時点から開店したものと申請してください。	
7	緊急事態措置以外の対応として協力を依頼している施設は協力金の対象ですか。	飲食店以外の店舗で営業時間短縮の要請以外の対応として時間短縮営業の協力を依頼している劇場、集会場（貸会議室など）、運動施設（スポーツクラブ、ヨカスタジオなど）、遊技場（パチンコ屋、ゲームセンターなど）などについては、協力金の対象となりません。	
8	支給額を教えてください。	（1）令和3年2月8日から2月28日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり126万円（1日あたり6万円×21日間） （2）令和3年2月8日から開店日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり6万円×[令和3年2月8日から開店日までの日数] ※開店日は2月8日から2月27日までの間とします。また、開店日当日も支給の対象となります。 （3）開店日から令和3年2月28日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり6万円×[開店日から令和3年2月28日までの日数] ※開店日は2月9日から2月28日までの間とします。また、開店日当日も支給の対象となります。	
9	対象は中小企業等に限定されますか。	限定されません。法人の規模は問いません。	
10	売上の減少要件は必要ですか。	売上の減少要件はありません。	
11	対象エリアに要請対象の店を2店舗（複数店舗）を有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で対象（2店舗分支給される）となります。支給する店舗数に上限はありません。	
12	府外に本社がある場合でも、府内に店舗があれば協力金の対象になりますか。	府内に店舗があって、要件を満たしている場合は対象になります。	
13	2月7日までの営業時間短縮の要請は遵守していませんでしたが、2月8日から2月28日までの間、要請を遵守しています。この場合、協力金を申請できますか。	2月8日から2月28日までの間、営業時間短縮の要請にご協力いただき、要件を満たしていれば、今回の協力金の対象となります。	
14	営業時間短縮の要請対象の店が、要請期間中ずっと休業した場合は、協力金の対象になりますか。	休業した場合も協力金の対象になります。ただし協力金の支給申請日又は当該店舗の営業再開日のいずれが早い日までに「感染防止対策宣言ステッカー」を導入いただく必要があります。	
15	営業時間短縮の要請期間（2月8日～2月28日）の途中で開店しました。開店後、営業時間を短縮すれば協力金の対象になりますか。	営業時間短縮要請期間の途中で開店した場合であっても、開店日から2月28日までの全期間要請を遵守していた場合は支給対象になります。ただし、開店日から令和3年5月19日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上有ることが必要です。（3月1日以降に要請が解除されたにも関わらず、開店日から5月19日までの全ての期間を休業している場合は、本協力金の支給対象となりません。）	
16	時短営業をしていましたが、営業時間短縮の要請期間（2月8日～2月28日）の途中で閉店しました。要請に準じていた期間は協力金の対象になりますか。	2月8日から閉店日までの全期間要請を遵守した事業者については、本協力金の対象となります。	

17	営業時間短縮の要請対象の店で、20時以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供を行った場合は、協力金の対象になりますか。	店内飲食の営業を20時で終了し、それ以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供などに切り替えていても営業時間短縮の要請に応じただけで、協力金の支給対象となります。
18	飲食店営業許可は得ておらず、酒類販売のみの立ち飲みも営業している酒屋は協力金の対象になりますか。	本協力金は飲食店営業許可を得ている店舗が対象です。
19	営業時間短縮の要請があった施設に納品していたあるいは施設の従業員にサービスを提供していました。休業により売りに影響があったが補償はないのでしょうか。	営業時間短縮の要請対象施設ではないので、今回の協力金の支給対象にはなりません。
20	1つの店舗を複数人で共同経営している場合、支給要件を満たせば共同経営者それぞれに協力金は支給されますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。
21	業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが協力金の支給対象となりますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。

■営業時間短縮の要請期間・休業日

	質問内容	回答内容	更新日
1	営業時間短縮の要請期間はいつからいつまでですか。	令和3年2月8日午前0時から令和3年2月28日24時までです。	
2	営業時間短縮要請期間中に、1日だけ営業時間短縮を行い他の日は営業時間短縮（又は休業）を行わなかった場合、又は1日だけ営業時間短縮を行わず、他の日は営業時間短縮（又は休業）を行った場合、協力金は支給されますか。	令和3年2月8日から（2月28日までに開店した場合は、開店日から）2月28日まで（2月27日までに閉店した場合は、閉店日まで）の全ての期間要請に応じて継続して営業時間を短縮（休業を含む。）していただくことが要件のため、協力金の支給対象となりません。	
3	週4日営業の店舗でも営業時間短縮要請期間内の営業日に営業時間短縮を行った場合でも、協力金が支給されるのでしょうか。	定休日等も含めて営業時間短縮要請期間中に要請に応じて営業時間短縮（休業を含む。）していれば協力金の支給対象となります。	

■申請手続き（オンライン・郵送共通）

	質問内容	回答内容	更新日
1	申請手続きを教えてください。	募集要項を令和3年3月1日に大阪府HP等で公表しましたので、まずはそちらをご覧ください。	
2	申請の手法を教えてください。	速やかな審査のため、原則「大阪府営業時間短縮協力金システム」によるオンラインでの申請となります。	
3	1月14日から2月7日に実施した営業時間短縮の要請に係る協力金申請を行っています。2月8日から2月28日までの営業時間短縮要請については、改めて協力金の申請をする必要がありますか。	改めて申請を行っていただく必要があります。	
4	申請に必要な書類は何ですか。	オンライン申請では、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証（写）、写真等（店舗の外観写真、営業時間短縮・休業していることを掲示している写真、ステッカーを店舗に貼りつけている部分の写真）、事業所得の分かる確定申告書（写）、本人確認書類（写）（法人の場合は代表者）、振込先確認書類等です。	
5	令和3年1月14日から2月7日の要請に係る大阪府営業時間短縮協力金を申請した際にも、事業所得の分かる確定申告書（写）、本人確認書類（写）（法人の場合は代表者）、振込先確認書類等は提出していますが、再度同じものを提出する必要がありますか。	令和3年1月14日から2月7日の要請に係る大阪府営業時間短縮協力金を申請いただいた方又は過去に休業要請支援金等を受給した方は省略できる場合があります。	
6	募集要項に例示された本人確認書類がない場合は、どうすればよいのでしょうか。	募集要項の記載は例示ですので、別の物に代えていただくことができます。氏名及び生年月日が確認できる公的な証明書類をご提出ください。	
7	申請は店舗ごとですか、事業者単位ですか。	オンライン申請では、個人・法人を問わず事業者として利用者登録を行っていただきます。次に店舗単位で申請をいただくことになります。郵送申請の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターバックライトに同封のうえ、郵送してください。	
8	申請時の写真とはどのようなものが必要ですか。	①店舗名がわかる店舗の外観 ②営業時間短縮のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真など休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真 ③「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真を提出してください。 撮影日を記載いただけますので、必ず記録ください。	
9	確定申告を行っています、紛失してしまっていて提出できない場合は、どうすればよいのでしょうか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書及び納税証明書（その2）を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署で手続きをしてください。）	
10	個人事業主で令和2年中に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていないため、事業所得の分かる確定申告書の写しを提出できない場合はどうすればよいのでしょうか。	個人の事業主様におかれては、開業届の控えの提出をお願いします。法人の事業主様におかれては、法人設立設置届出書の控え又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の提出をお願いします。	
11	賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。	下記の内容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分	

■申請手続き（オンライン）

	質問内容	回答内容	更新日
1	オンライン申請の方法を具体的に教えてください。	「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」 (https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home) を利用し申請してください。24時間申請していただけます。 ただし、令和3年2月27日までの間に閉店した場合及び2月9日から2月28日までに閉店した場合は、オンライン申請はできません。郵送での申請となりますので、ご注意ください。	
2	複数の店舗の申請を行いたいのですが、店舗ごとに利用者登録が必要ですか。	同じ事業者による複数店舗の申請は同一のIDで行っていただけます。なお、申請ごとに申込番号が発行されます。	
3	オンライン申請をした場合、何か連絡はありますか。	原則として、「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」に登録していただいたメールアドレスに次のタイミングでメールが送信されます。 ①申請受付時 ②申請内容の確認開始時 ③申請内容の審査手続き完了時 また、申請内容等に不備がある場合、本府より申請内容に不備がある旨のメールをお送りします。	
4	申請書類に不足や記載漏れがあった場合は、どのように連絡が来ますか。	「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」 (https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home) で登録していただいたメールアドレスに申請内容に不備がある旨のメールが送信されます。（なお、不備内容の通知はメールで行いますので、必ずメールの確認をお願いします。）	
5	複数の店舗の申請をした場合、どの店舗に関するメールかはどのように区別されますか。	申請された店舗ごとに申込番号が付番されます。ご連絡メールには申込番号が記載されますので、そこで区別することができます。	
6	申請内容に不備がある旨のメールを受信しました。再申請するにはどうすればいいでしょうか。	お送りしたメールに記載のURLにアクセスしていただき、不備理由等をご確認の上、大阪府営業時間短縮協力金（第2期）再申請フォームより、必要となる修正や不足資料を添付し、再申請してください。修正が必要な内容にご不明な点等がある場合は、メールに記載されている連絡先までお問い合わせください。その際、申込番号をお伝えください。	3/18

■申請手続き（郵送）

	質問内容	回答内容	更新日
1	オンライン申請ができないため、受付窓口で申請手続きを行うことはできますか。	オンライン申請ができない場合、郵送で申請いただくことはできますが、受付窓口で申請を行うことはできません。 郵送の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターバックライトに同封のうえ、郵送してください。なお、令和3年3月7日以前又は5月15日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。 なお、令和3年2月8日から2月27日までの間に閉店した場合は、レターバックライトの宛先欄に赤字で「閉店」と記載して下さい。また、令和3年2月9日から2月28日までの間に閉店した場合は、同様に「閉店」と記載して下さい。 郵送先は募集要項に記載しているとおり、 住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル1TM棟 宛先：大阪府営業時間短縮協力金申請事務局（第2期） 電話番号：06-6210-9525 となります。 また、募集要項の最終ページ（31ページ）に郵送時に活用できる宛名書きがありますので、ぜひご活用ください。	
2	郵送申請において、支給決定時には連絡がありますか。	郵送申請の場合で審査が完了した場合、連絡は行いません。ご指定の口座への入金をもって代えさせていただきます。	
3	第1期営業時間短縮協力金に申請し、第2期営業時間短縮協力金にも申請する予定ですが、郵送申請したため、様式1の「3. 各種支援金（協力金）の受給情報（1）」欄の「申込番号（8桁の数字）」が不明な場合は、どうすればいいでしょうか。	「受給情報（口受給あり/口審査中）」の箇所は、受給が済んでいる方は「口受給あり」にチェック、申請はしたものの、受給がまだの方は「口審査中」にチェックしてください。申込番号が不明な場合、「申込番号（8桁の数字）」の箇所には「第1期申込番号不明」とご記載ください。 ※第1期営業時間短縮協力金に申請されていない方は、様式1の「3. 各種支援金（協力金）の受給情報（1）」は空欄にしてください。	
4	申請内容に不備があった場合、再申請するにはどうすればいいでしょうか。	申請書にメールアドレスを記載いただいた場合、こちらに申請内容に不備がある旨のメールが送信されます。（なお、不備内容の通知はメールで行いますので、必ずメールの確認をお願いします。）お送りしたメールに記載のURLにアクセスしていただき、不備理由等をご確認の上、大阪府営業時間短縮協力金（第2期）再申請フォームより、必要となる修正や不足資料を添付し、再申請してください。修正が必要な内容にご不明な点等がある場合や再申請フォームによる提出が困難な場合は、メールに記載されている連絡先までお問い合わせください。その際、申込番号をお伝えください。 申請書にメールアドレスの記載がない場合、原則、全ての書類をレターバックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、レターバックライトで郵送してください。	3/18

■営業時間短縮の解釈

	質問内容	回答内容	更新日
1	通常営業が20時までの居酒屋で休業をした場合には、協力金の支給対象となりますか。	通常営業時間から時から20時までの時間内に収まっている店舗については、協力金の支給対象にはなりません。	
2	要請期間中、19時以降酒類の提供をやめて、20時以降も営業する場合は協力金の対象になりますか。	営業時間を短縮したことにはならないため、協力金の対象にはなりません。	
3	酒類のラストオーダーを19時までとした場合、協力金の対象になりますか。	ラストオーダーではなく、実際の酒類の提供を19時までに終える必要があるため、協力金の対象にはなりません。 酒類をお客様に提供する時間が19時までである必要があります。なお、19時までに提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありません。	

4	普段の営業時間が20時までの飲食店で、酒類の提供を19時までに短縮した場合も協力金の対象になりますか。	もともと20時以降の時間帯に営業を行っていた店舗が、朝5時から20時までの間に営業時間を短縮することが要件なので、酒類の提供時間のみを短縮しても協力金の対象になりません。	
5	通常、20時から4時までの営業であるが、①休業した場合、もしくは②16時から20時に変更した場合、それぞれ対象となりますか？また、①と②を混合した場合は対象となりますか。	①、②、混合のいずれも支給対象です。	

■感染拡大予防ガイドライン遵守、「感染防止宣言ステッカー」導入

	質問内容	回答内容	更新日
1	「業種別ガイドライン」はどこで確認できますか？	府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html) から業種別ガイドラインのリンク（掲載元：内閣官房ホームページ）が確認できます。	
2	「感染防止宣言ステッカー」を導入していないと、協力金は支給されませんか？	協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止宣言ステッカー」を導入していただくことが必要です。	
3	「感染防止宣言ステッカー」はどこで入手できますか？	府HP「感染防止宣言ステッカーについて」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html) から入手できます。 またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日10時から17時）を行っています。 詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（06-4397-3268）にお問い合わせください。	
4	「感染防止宣言ステッカー」は、いつまでに導入する必要がありますか？	原則として、2月8日（又は開店日）から感染拡大予防ガイドラインを遵守し、ステッカーの導入をしている必要があります。しかしながら、ガイドライン及び営業時間短縮の要請を遵守していたものの、やむを得ない理由でステッカーを導入していない場合は、2月28日までに導入すれば協力金の対象となります。 なお、要請期間中に店舗を閉店した場合は、店舗を閉店した日（営業実態がある最終日）までにステッカーを導入すれば協力金の対象となります。	
5	2月8日から2月28日までずっと休業していた場合でも、2月8日に「感染防止宣言ステッカー」を導入する必要がありますか？	2月8日から2月28日まで全ての期間休業していた場合は、協力金の支給申請日、当該店舗の再開日又は3月1日以降の開店日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象となります。 例）3月1日に営業を再開し、3月10日に申請する方は、3月1日の再開時までに導入	
6	2月8日から営業時間短縮の要請を遵守し、酒類の提供は11時から19時としました。「感染防止宣言ステッカー」を登録はしましたが、掲示を忘れていた場合、協力金の対象になりますか？	ステッカーの導入とは、登録だけではなく、店舗に掲示する必要があります。2月28日（全て休業していた場合の期限はNo.5参照）までに登録及び掲示をしていない場合、営業時間短縮の要請を遵守していても協力金の対象とはなりません。	

■飲食店営業許可

	質問内容	回答内容	更新日
1	飲食店の営業許可証の有効期限が切れていますが、申請できますか。	今回の協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証は必ず必要な書類です。営業時間短縮要請の期間に有効な飲食店の営業許可がない場合は協力金支給対象外となります。 なお、2月9日以降に許可が得られ、営業実態がある場合は、その時点から開店したものととして申請してください。	

■営業実態

	質問内容	回答内容	更新日
1	令和3年2月28日以前の開業が要件になっていますが、令和3年2月9日に開業した場合でも協力金の対象になりますか。	令和3年2月9日から2月28日までの間に開店した場合は、開店日から令和3年5月19日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において飲食店営業に係る売上げがあれば対象となります。	

■協力金について

	質問内容	回答内容	更新日
1	協力金は課税対象ですか。	所得税法上の事業所得に該当し、課税対象となると考えております。	